

パートタイマー等の記載例

- パートタイマー等の算定基礎届については、フルタイムで勤務する被保険者と異なります。

また、週の所定労働時間によっても取り扱いが変わります。

支払基礎日数によって算定方法が違いますのでご注意ください。

- ① 被保険者がパートタイマー等であるときは、算定基礎届の備考欄に「パート」と記入してください。
- ② パートタイマー等の場合であっても4月・5月・6月の算定月中、支払基礎日数が17日以上
の月があれば、17日以上月の報酬により計算し、決定されます。

健康証番号 12		□短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、○を入れてください。)		氏名 愛知 りえ		年号 生 年 月 日 5 41 10 1		種別 2		健康の従前 1 1 8 千円		年 月	
支払基礎日数	4 月 21 日	126,000 円	0 円	126,000 円		合計		126,000 円		総計		126,000 円	
	5 月 16 日	111,000 円	0 円	111,000 円		平均		126,000 円		訂正平均		7 9 月	
	6 月 15 日	108,000 円	0 円	108,000 円		健康の決定		1 2 6 千円		パート			

備考欄にパートと記入をしてください

17日未満の月の報酬月額も必ず記入してください。

支払基礎日数が17日以上ある月により計算してください。

- ③ 4月・5月・6月の算定月のすべての基礎日数が17日未満の場合は、その支払基礎日数が、当該被保険者につき恒常的なものと認められる場合（おおむね15日以上）の月の報酬月額平均を標準報酬月額決定の基礎として取り扱います。

健康証番号 20		□短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、○を入れてください。)		氏名 桜井 洋子		年号 生 年 月 日 5 54 5 21		種別 2		健康の従前 1 1 8 千円		年 月	
支払基礎日数	4 月 15 日	108,000 円	0 円	108,000 円		合計		220,000 円		訂正平均		7 9 月	
	5 月 16 日	112,000 円	0 円	112,000 円		平均		110,000 円		訂正平均		7 9 月	
	6 月 10 日	60,000 円	0 円	60,000 円		健康の決定		1 1 0 千円		パート			

備考欄にパートと記入をしてください

17日未満の月の報酬月額も必ず記入してください。

支払基礎日数が15日以上ある月により計算してください。

- ④ 4月・5月・6月の算定月のすべての基礎日数が15日未満の場合は、従前の標準報酬月額を今年度の標準報酬月額とします。

パートタイマーとは？

- 「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

たとえば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

ここでいう「通常の労働者」とは、事業所において社会通念にしたがって「通常」と判断される労働者を指します。この「通常」の判断は、業務の種類ごとに行います。たとえば、「正社員」「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者が「通常の労働者」となります。労働契約に期間の定めがないことや、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系であることなど、雇用形態や賃金体系などを総合的に勘案して判断されます。

特定適用事業所に勤める短時間労働者(3/4未満)の記載例

●短時間労働者については、フルタイム・パートタイマーとは算定方法が異なります。

- ① 被保険者が短時間労働者である場合は、算定基礎届の「④被保険者の区分」欄、短時間労働者(3/4未満)に☑を入れて下さい。
- ② 短時間労働者に関しては支払基礎日数が11日以上で計算、決定します。
- ③ 4月・5月・6月の算定月中すべての基礎日数が11日未満の場合は、従前の標準報酬月額を今年度の標準報酬月額とします。

「短時間労働者」の方は必ず☑を入れて下さい。

保険証番号		11		☑短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、☑を入れてください。)		氏名		愛知一郎		年号		生		年		月		日		種別		1		健康の従前		1		3		4		千円		年		月	
支払基礎日数		4		月		11		日		95,000		円		0		円		95,000		円		合計		220,000		円		改定年月		7		9		月		備考	
5		月		14		日		125,000		円		0		円		125,000		円		平均		110,000		円		修正平均								週及支払額 昇(降)給月		円 円	
6		月		10		日		89,000		円		0		円		89,000		円		健康の決定		1		1		0		千円									

11日未満の月の報酬月額も必ず記入して下さい。

支払基礎日数が
11日以上ある月により計算してください。

短時間労働者とは？

●短時間労働者は一般的な被保険者の所定労働時間及び所定労働日数が3/4未満の方で下記の条件を全て満たす場合となります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・月額賃金が88,000円以上
- ・学生ではない
- ・特定適用事業所に勤めている

基本給及び諸手当を指します。
ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

特定適用事業所とは？

●特定適用事業所とは厚生年金保険の被保険者数が常時50人を超える事業所をいいます。

短時間労働者申請方法

取得時

短時間労働者に該当する場合は取得届の短時間労働者(3/4未満)に☑を入れてください。

短時間労働者に該当した場合、該当しなくなった場合

「被保険者区分変更届」の提出が必要となります。この届出を行うことで、正しい被保険者の区分へ修正することができます。

労働者の勤務形態に変更があった際には、その内容に応じて適切な区分への切り替え手続きが必要です。

※どちらの場合においても、保険料の算定や給付に影響を及ぼす可能性がありますので、速やかに届出の提出をお願いいたします。